

長沼町  
子どもの読書活動推進計画  
(第1次計画)  
(平成30年度から平成34年度)

本は心のオアシスです

## 目次

第1章	計画の基本的な考え	2
1	計画の目的	3
2	現状（1）長沼町の概要（2）図書館の概要	4
	現状（3）本町の小中学生の活動の傾向	5
3	取組の指針	6
4	計画の対象	7
5	計画期間	7
第2章	具体的な取組	8
1	子どもを読書好きにするための取組の推進	9
2	子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ	10
3	図書館や学校図書館における図書整備	11
【資料】		
■	子どもの読書活動の推進に関する法律 ①	12
■	文字・活字文化振興法 ②	14
■	図書館法 ③	16
■	学校図書館法 ④	19
■	学校図書館ガイドライン ⑤	22

## 第 1 章 計画の基本的な考え

## 1 計画の目的

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものでありますが、テレビやインターネット等、様々な情報メディアの普及や子どもたちの生活環境の変化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成等を背景とした今日の子どもの読書離れは、ここ数年やや回復傾向にあるものの、依然として憂慮すべき状態であり、社会全体で子どもの読書活動の一層の推進を図る必要があります。また、全国学力・学習状況調査からは学力と読書に相関関係がある傾向にあることが指摘されております。

子どもは、自主的に読書をするときには、本当に楽しみながら、いきいきとしています。この計画では、子どもが自然に本へ手が伸びる環境の整備を目指します。

子どもにとって、読書とは、豊かな想像力を養い、感動する心を育て、考える力を培いさまざまな知識を与えてくれるものです。また人生をよりよく生きていく上で欠くことのできないものです。

小さな子は、読み聞かせをしてくれる家族と一緒に初めて絵本に出会い触れ合います。そして、本の楽しさや本の面白さを知った子どもは、自分が探し求めていた本に出会うと大きな喜びを抱き本が持つ魅力に引き込まれていきます。

やがて、成長した子どもは豊かな郷土の形成や温かい家庭づくりへと参画していきます。子どもの頃に身につけた読書習慣は、身の回りに生じた問題点や課題に対して、それを解決する方法を探し、実現することにきっと役立つに違いありません。

子どもの読書活動をもっと身近なものにするために、家庭や学校、地域が協働で本の魅力を触発する、さまざまな活動を展開して、読書環境を整備していかなければなりません。そうした取組の総合的な結果として、本が好きな子ども、読書の好きな子どもが育っていきます。

子どもたちがかけがえのない、一冊の本に出会い、豊かな人間性と豊かな生き方を身に付けることを目指し、子どもの読書活動の現状と課題をふまえて、町内のすべての子どもたちがあらゆる機会に自主的に読書活動を行うことができるようその環境を整備していきます。

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、長沼町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ることを基本理念として、施策の総合的・計画的な推進のために策定するものです。

## 2 現状

### (1) 長沼町の概要

長沼町は、石狩川流域に広がる石狩平野の南東、空知管内の最南端に位置し、面積は、168.52 km<sup>2</sup>、人口 11,155 人（平成 29 年 3 月末現在）となっております。

うち 0 歳から 18 歳の内訳は幼児 481 人、小学生 508 人、中学生 248 人 高校生 289 人 計 1,526 人となっております

明治 20 年、入植者によって開拓が始められ、明治 28 年に長沼村戸長役場が設置されました。そして昭和 27 年に町制が施行され、現在に至っております。長沼町の 8 割は平野で、稲作を中心とする農業を基幹産業として田園都市長沼が築かれてきました。

平成 23 年 3 月策定の第 5 期長沼町総合振興計画では、「ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち」を目標として、「安全に安心して暮らせるまち」、「自然環境と調和したまち」、「来てみたい・住んでみたいまち」を目指し、各種施策に取り組んでいます。

現在小学校は 5 校、中学校は 1 校、保育所は 2 園、私立の幼稚園が 1 園ありますが平成 32 年に小学校が 1 校に統合予定となっております。

### (2) 図書館の概要（すべて平成 28 年度末現在）

#### ア. 図書館の概要

- ・平成 5 年 7 月に開館 鉄筋コンクリート 1 階建 床面積 1,281 m<sup>2</sup>
  - ・主な設備 一般閲覧室 児童閲覧室 ギャラリー BM書庫車庫 視聴覚室 閉架書庫
- イ. 蔵書冊数 113,205 冊（一般図書 82,400 冊 児童図書 30,805 冊）  
視聴覚資料 2,355 点

ウ. 雑誌 本館 BM 含めて 108 誌 新聞寄贈含めて 7 紙

エ. 利用登録者数 6,430 人（町外者 3,914 人）

うち 0 歳から 18 歳の登録者数

	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
人口 a	481	508	248	289	1526 人
登録者数 b	41	437	236	264	978 人

オ. 貸出冊数 77,198 冊 開館日 291 日 1 日平均 265.3 冊

うち 0 歳から 18 歳の貸出冊数

	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
貸出冊数 c	1,332 冊	7,721 冊	355 冊	200 冊	9,608 冊
人口一人当たりの 貸出冊数 c/a	2.8	15.2	1.4	0.7	6.3
登録者一人あたり の貸出冊数 c/b	32.5	17.7	1.5	0.8	9.8

カ. 移動図書館 88 日、9 カ所 週に 2 回運行 利用者数 584 人 貸出冊数 3,649 冊  
一日平均貸出冊数 41.5 冊 一日の利用者数 6.6 人

- ・団体登録者 15 団体

キ. 各学校への図書貸出支援 小学校 2 校へ毎月 2 回配本 そのほかに要望があれば（総合学習など）年 6 回程度貸出（平成 28 年度 586 冊貸出）

ク. 町内放課後児童クラブ 5 カ所に毎月 2 回図書配本（平成 28 年度 6,672 冊貸出）

### (3) 本町の小中学生の活動の傾向

■平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果から、本町の小中学生の読書活動の状況を整理したところ次のような傾向を読み取ることができました。(対象：小学 6 年生 78 名 中学 3 年生 78 名)

- ① 平日に読書する小学 6 年生の割合は、全国に比べ、低い傾向にあるが、平日に読書する中学 3 年生の割合は、小学 6 年生の割合が維持され、全国に比べても高い結果となっています。  
このことから、小学校までにしっかりと読書の習慣が育まれていることが予想されます。
- ② 読書が好きな児童、生徒の割合は、全国に高い傾向にあります。  
このことから、子どもたちに読書の習慣が育まれていることが予想されます。
- ③ 学校図書館、公立図書館を利用する児童、生徒の割合は、全国に比べ、低い傾向にあります。
  - ① ②の結果から学校図書館、公立図書館を利用する児童生徒の割合を増やすことが長沼町の児童生徒の読書率の底上げの一助になることが予想されます。

#### <平日の読書活動について>

「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1 日あたりどれぐらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)に、「30分以上」と答えた児童生徒の割合

- |          |       |           |           |
|----------|-------|-----------|-----------|
| □小学 6 年生 | 34.6% | (全国 36.5% | 全道 35.6%) |
| □中学 3 年生 | 35.9% | (全国 29.2% | 全道 31.4%) |

#### <学校図書館、公立図書館の利用状況について>

「昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」に「月に 1～3 回程度以上行く」と答えた児童生徒の割合

- |          |       |           |           |
|----------|-------|-----------|-----------|
| □小学 6 年生 | 32.0% | (全国 38.6% | 全道 34.7%) |
| □中学 3 年生 | 23.0% | (全国 19.4% | 全道 16.7%) |

#### <小中学生の活字に対する関心について>

「新聞を読んでいますか」に「月に 1～3 回程度以上読んでいる」と答えた児童生徒の割合

- |          |       |           |           |
|----------|-------|-----------|-----------|
| □小学 6 年生 | 47.5% | (全国 40.2% | 全道 43.8%) |
| □中学 3 年生 | 23.1% | (全国 30.4% | 全道 32.3%) |

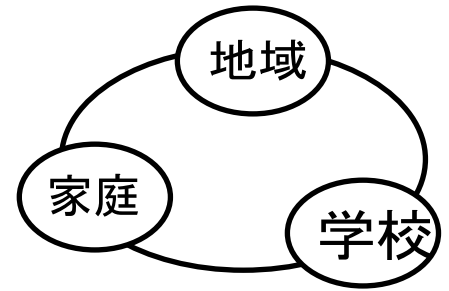
「読書は好きですか」に「当てはまる」と答えた児童生徒の割合

- |          |       |           |           |
|----------|-------|-----------|-----------|
| □小学 6 年生 | 56.4% | (全国 49.0% | 全道 50.3%) |
| □中学 3 年生 | 52.6% | (全国 46.1% | 全道 50.8%) |

### 3 取組の指針

本町では、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を明確にし、一体となって子どもたちの読書活動を推進するため、次のように取組の指針を設定します。

- ① 子どもを読書好きにするための取組の推進〈意識の啓発〉
- ② 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ〈取組への支援〉
- ③ 図書館や学校図書館における図書整備〈環境整備〉



#### 家庭における役割

家庭は、子どもが初めて本と出会う場であり、親子や家族とともにゆったりとした時間に本に親しむことで、本や物語の興味・関心を培っていきます。なかでも読み聞かせは読み手の言葉によって、物語の楽しさを知り、子どもを絵本の世界へと引き込んでいきます。この体験が、子どもと読書を結び付けるために大変重要であり、そのためには、保護者が積極的に子どもと一緒に本を開く時間を持つことが必要です。

#### 幼稚園・保育所における役割 0～6歳

幼稚園・保育所の時期になると、子どもは、家庭での体験をもとに、自分の手で本を選び楽しむようになります。園で友達との出会いや遊びとともに、たくさん本と出会う機会を設けたり、読み聞かせを行うことで、好奇心や豊かな感性が育まれ、子どもと本との結びつきを強めることができます。

また、家庭とのつながりを深め、読書活動の大切さについて保護者と共通した認識をもつことも、子どもが読書習慣を身に付けるうえで重要です。

#### 学校における役割 6歳～18歳

子どもの読書習慣を形成するうえで、学校での読書活動は大きな役割を果たしています。読書は子どもの感性や創造力といった豊かな心を育むとともに、基礎学力の向上、特に言語力の育成を図り、意欲的な学習に取り組む姿勢を養うことにつながります。そのため、学校図書館を活用した読書活動と学習支援機能の一層の充実が大切です。

#### 図書館・地域における役割

図書館は、町民だれもが気楽に、自由に利用できる身近な生涯学習施設です。子どもから大人まで、それぞれの求めに応じた資料を提供するために、蔵書やいろいろなサービスの充実を図り、町民の読書活動・学習活動の支援に努めます。特に、児童書の整備や子どもたちを対象とした行事は、子どもと本のつながりを深め、読書への意欲を高めるために、図書館の重点として事業を展開していきます。

#### 4 計画の対象

本計画は、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

#### 5 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



## 第2章 具体的な取組

# 1 子どもを読書好きにするための取組の推進 ～ 意識の啓発 ～

## 推進目標 子どもたち一人一人が読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続ける

子どもたちが読書の楽しさを知るために・・・

家庭では、乳幼児期からの本の読み聞かせなどを通して親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが重要です。

地域では、図書館や子育て支援センターなどの関係機関、民間団体などが連携し、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさを知ることができる取り組みを進めていくことが重要です。

学校では、日常の学習活動を通して、一人一人の子どもに望ましい読書習慣の形成を図ることが重要です。

家庭・学校・地域がそれぞれの立場その役割を主体的に担い、それぞれの取組を継続的に実施し、定着させていかなければなりません。

### 【推進項目】

#### ■ 読書の楽しさに気づかせるための働きかけ

- 子ども向け図書館講座や体験講座の実施
  - ✓ 幼児よみきかせ・やってみよう
  - ✓ 小学生よみきかせ・やってみよう
  - ✓ 青空図書館            ✓ 図書館秋祭り            ✓ 人形劇講座
  - ✓ 読書案内 ～ フロアワークの取組
- 就学前の幼児への読書活動の推進
  - ✓ 親子へ図書情報の提供
- 読書活動推進月間の設定
  - ✓ 読書週間しおり配布
- 子ども読書の日を活用した事業の展開
  - ✓ 図書館司書おすすめ本の展示
- 図書だよりの発行
  - ✓ おすすめ図書の紹介、行事の案内など
- 保護者向け読書講座の実施
  - ✓ 講演会、読み聞かせの仕方など

#### ■ 全ての子どもを本好きにするための働きかけ

- 「朝読・昼読」などの一斉読書の時間の設定
  - ✓ 学校への配本体制の整備
- 家読の実施
  - ✓ おすすめ図書の紹介

### 【成果指標】

	指標	平成30年度	平成34年度
指標1	図書館の幼児から高校生の貸出冊数	6.39冊/人 9,608冊	維持・増加
指標2	読書が好きと答える児童生徒の人数の割合	小学生 56.4% 中学生 52.6%	維持・増加
指標3	毎日30分以上読書する児童生徒の割合	小学生 34.6% 中学生 35.9%	維持・増加

## 2 子どもの読書活動の推進に向けた働きかけ ～ 「取組への支援」 ～

### 推進目標 子どもの読書活動の推進に向けた支援体制を構築する

子どもたちの読書活動を推進していくために・・・

関係機関（学校、幼稚園、保育園、保健福祉課、児童館）、ボランティア団体（読み聞かせの会赤とんぼ）、や民間団体（社会福祉協議会等）との間のネットワーク化など連携・協力関係を進め、子どもの読書活動を地域全体で推進する体制の整備が必要です。また、多様な経験を有する町の人材の協力を得ていくことにより子どもの読書活動の一層の推進が期待できます。

#### 【推進項目】

##### ■ 子どもの読書活動を支援する団体等への組織化の働きかけ

- 読書ボランティア・行事ボランティアの養成
  - ✓ 読み聞かせボランティアや行事ボランティアへ研修会の紹介

##### ■ 読書活動に関するボランティアの活用

- 近隣市町村との情報交換の場の設定
  - ✓ 講演会や研修会などの紹介
- ボランティアの活動支援
  - ✓ 講演会や研修会の紹介

##### ■ 地域による学校の読書活動への支援

- ボランティアによる児童会や生徒会への助言
  - ✓ 図書を紹介や事業を紹介

#### 【成果指標】

	指標	平成30年度	平成34年度
指標1	ボランティアの人数	4人/年	維持・増加
指標2	ボランティアによる活動の回数	21回/年	維持・増加
指標3	ボランティアによる読書活動事業の開催	9回/年	維持・増加

### 3 図書館や学校図書館における図書の整備 ～ 環境整備 ～

#### 推進目標 子どもたちが身近に本を感じることができる環境をつくる

子どもたちが身近に本を感じるために・・・

図書館は、子どもが学校以外で本と出会い読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を担っています。

学校図書館は、子どもが日常的に読書を楽しむことができる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもたちの豊かな心を育み、自発的・主体的な学習支援をするという大きな役割を担っています。

また、子どもの読書活動の意義や重要性について、家庭・学校・地域の理解と関心を深めることが大切です。このために、大人も含めて読書活動に対する理解・関心を高められるよう、普及啓発に努めることが重要です。

#### 【推進項目】

##### ■ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 子どもの読書活動についての研修会の開催

##### ■ 図書館の環境整備

- 学校からの貸出要請に対する体制の整備
- 年代に応じた「おすすめ本リスト」の作成
  - ✓ 子どもの読書に関するレファレンスサービス（調べ物のお手伝い）の充実
  - ✓ YA（ヤングアダルト）図書の充実
  - ✓ 北海道立図書館や市町村図書館と連携した相互貸借
  - ✓ 読書案内 ～ フロアワークの取組

##### ■ 学校図書館の環境整備

- 学校図書館図書標準で定められた蔵書数の確保
  - ✓ 図書の情報の提供
  - ✓ 学校司書の配置 司書教諭の配置

##### ■ 学校図書館と公立図書館の連携

- 図書館から学校図書館の貸出
  - ✓ 出前読み聞かせの実施
  - ✓ 調べ学習等の資料の提供

#### 【成果指標】

	指標	平成30年度	平成34年度
指標1	学校図書館図書標準の達成率	小 達成率 25%～50% 2校 達成率 75%～100% 3校 中 達成率 50%～75% 1校	増加
指標2	読書推進関連事業への参加者数	858人	増加
指標3	図書館の児童図書の蔵書数	30,805冊	増加

【資料】

■子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したと

きは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## ■文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

**第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

**第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

**第十一条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。



## ■図書館法

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

## ■学校図書館法

(昭和二十八年法律第百八十五号)

最終更新：平成二十七年六月二十四日公布（平成二十七年法律第四十六号）改正

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
  - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
  - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
  - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
  - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 (昭和三三年五月六日法律第一三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十四年六月三〇日法律第九八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月一日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月二日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九三号)

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年六月二四日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## ■学校図書館ガイドライン

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

### (1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。

- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。



- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### 1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階にに応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文

字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

## 2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

## 3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するよう配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

## 4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

## (6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

## (7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

第一次長沼町子どもの読書活動推進計画

長沼町図書館

〒069-1332 長沼町中央南2-3-3

TEL 0123-88-3101

FAX 0123-88-0807

<http://Library.maoi-net.jp>

(平成30年4月1日発行)